

議員提出第二十号議案

地域主権関連三法案の今国会成立を求める意見書

政府が国会に提出した地域主権関連三法案は、参議院において四月二十八日に可決され、現在衆議院に回付されているところである。

このうち、「国と地方の協議の場に関する法律案」は、地方が長年にわたって要請してきた国と地方の協議の場の法制化を実現するものであり、画期的なものと評価している。

また、「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」は、「地域主権戦略会議」を法的に位置づけ、地方分権改革の重要な推進拠点とするとともに、地方自治体の自由度を高め、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進する上で不可欠な義務付け・枠付けの見直しを行うものである。

さらに、「地方自治法の一部を改正する法律案」は、議決事件の範囲の拡大など、地方議会の自主性・自律性を高め、その機能をより発揮していくために極めて重要なものである。

これら三法案は、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組み真の分権型社会の実現のために必要不可欠なものであり、その速やかな成立は、新しい国づくりに対する新内閣の試金石とも言えるものである。

よって、国会及び政府におかれては、地域主権関連三法案を今国会の会期内に必ず成立させるよう強く求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年六月八日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長 横路孝弘殿

内閣総理大臣 菅 直人殿

総務大臣 原口一博殿